

東郷町若年がん患者在宅療養支援事業実施要領 Q & A

No.	区分	質 問	回 答
1	補助 対象	具体的にどのような内容が補助の対象となりますか。	補助の対象は、下記のサービスです。 ①在宅サービス 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、その他必要と認められるもの ②福祉用具の貸与 手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）、自動排泄処理装置、その他介護保険で認められるもの ③福祉用具の購入 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、排泄予測支援機器、その他介護保険で認められるもの
2	補助 対象	サービス等の一部に、既に他の制度等を利用している場合は対象外ですか。	本制度の趣旨は、介護保険の被保険者ではない（40歳未満）、在宅で終末期を迎えるがん患者が、介護保険と同等のサービス等を利用する際の費用の負担軽減を図るものです。このため、他制度を利用したサービス等については、本制度の対象外となります。 ただし、他制度を利用しない場合については、この限りではありません。 なお、個人で加入している生命保険等による給付を受けていることに関しては問いませんので、全額補助対象となります。
3	補助 対象	訪問看護等で既に医療保険を受けている場合は対象外ですか。	医療保険を既に受けた訪問看護等の費用については、自己負担分を含め全て対象外となります。 ただし、医療保険を利用していない費用で全額自己負担した場合につきましては、本制度を利用することも可能です。
4	補助 対象	サービスの提供事業者に指定はありますか。	サービスの提供事業者は、原則下記の条件を満たしている事業者であることが必要となります。 ①法人格である ②サービスの提供事業者の代表者が、補助対象

			者の同居者でない 【同居とは（同居の判断）】 ①同一家屋であること ②玄関、居室、台所、浴室等が独立でないこと ③玄関、居室、台所、浴室等が独立していても室内階段、室内扉でつながっていること ④同一敷地内に家族等が居住しており、家事の日常生活上の世話をを行っていること（※） （※例えば、日中の生活時間帯にどちらかの住居で過ごしているなど、多くの時間を共にしているのであれば「同居」とします。）
5	補助対象	健常な介護者（同居者）がいた場合、生活援助は対象外となるのでしょうか。	健常な介護者（同居者）がいることをもって、生活援助を一律に対象外とはいたしません。
6	対象者	どのような疾患の方が対象となりますか。	全国がん登録の届出対象となる疾患（※）を対象とします。 （※） ・悪性新生物及び上皮内がん ・髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍 ・卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。） 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍 境界悪性漿液性のう胞腺腫 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍 境界悪性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性のう胞腫瘍 境界悪性明細胞のう胞腫瘍 ・消化管間質腫瘍
7	補助額	申請者への補助額の端数はどのように扱いますか。	1,000 円未満は切り捨てとなります
8	補助額	在宅サービス等に係る消費税は助成対象となりますか。	対象経費は、本体価格＋消費税であるため、対象となります。
9	申請	申請はいつまでに行う必要がありますか。	利用が決定したら、お早めに利用申請をしてください。助成金の交付対象は利用申請受理日以降のサービスとなります。
10	申請	代理申請は可能ですか。	未成年の方や既に補助対象者が亡くなっている場合など、補助対象者本人が申請者にならない場合もありますので可能です。
11	申請	申請後、利用資格等に有効期限はありますか。	40 歳未満であれば利用資格等に有効期限はありません。ただし、対象者の要件に該当しなくなった

			場合は対象外となります。
12	申請	医師による意見書でかかった文書料などは申請者の本人負担ですか。	本人負担となります。
13	請求	領収書にはどのような記載が必要ですか。	申請者（または補助対象者）の氏名、サービス利用日（購入日）、利用（購入）金額、サービス内容（品名）の記載が必要です。
14	請求	領収書の氏名が申請者もしくは補助対象者本人ではない場合、どうすればよいですか。	申請者もしくは補助対象者との関係の確認が取れるのであれば問題ないと思います。申請時に必ずお申し出ください。
15	請求	領収書に品名が書かれていないが、どうすればよいですか。	領収書に必要事項が記載されていない場合は、納品書や明細書など利用や購入内容がわかるものの写しを添付してください。
16	請求	クレジットカード決済で購入しました。領収書がありませんが、どうしたらよいですか。	店舗などによってはクレジットカード決済でも領収書を発行するようですが、発行されない場合は利用内容及び支払い金額が確認できる書類を提出してください。 【サービス（購入）内容が確認できる書類】 利用したサービスや購入した用具などが掲載されているパンフレットやカタログ等 【支払内容が確認できる書類】 レシートやクレジットカード売上票等
17	請求	領収書を他でも使用するため原本を提出できない場合は、どうすればよいですか。	原本の確認は必須となりますので、一度原本を提出してください。確認後に返却します。
18	請求	請求書は毎月提出してもらう必要はありますか。	請求書は月毎にまとめて提出をお願いします。一定期間まとめて提出することも可能です。
19	請求	申請者が市町村へ請求する、請求の基準となる日はどのように定めればよいですか。	実際にサービスを利用した日、福祉用具の購入については購入日（領収書の日付）になります。
20	請求	事業者が直接費用を受け取る方法での支払いは可能ですか。	できません。
21	請求	利用途中に補助対象者が 40 歳を迎えた場合、誕生日前々日までの利用分の支払いは可能か。	可能です。
22	補助対象	小児慢性特定疾病医療費を受給していますが、支給を受けていない福祉用具の貸与・購入について申請を行った場合は対象となりますか。	小児慢性特定疾病医療費を受給している人は、福祉用具の貸与・購入については全て対象とはなりません。（支給対象者かどうかは、受給者証の所持で判断します。）
23	補助対象	月の途中で県内の他の市町村へ	一人に対して、1 か月あたりの件補助上限額は

		転入・転出した場合、その月の補助額はどう取り扱えばよいですか。	5万4千円です。 そのため、東郷町と他市町村の申請額をあわせて1か月上限5万4千円になるように申請してください。
24	補助対象	住宅改修は補助対象に含まれますか。	含まれません。
25	補助対象	末期がんと認定されて在宅療養していたが、最終的に入院した場合は補助の対象となりますか。	末期がんと認定されて在宅療養をしている間については、最終的に入院することになったとしても、それまでの部分は補助の対象となります。